

令和 6 年度 第 1 回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 令和 6 年 5 月 1 日（水） 午前 10 時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎 3 階 災害対策室・中会議室

3 委員名簿

会 長	関口 幸一	副会長	石井 啓
委 員	手塚 正二	委 員	関口 三枝子
委 員	松田 香	委 員	清川 織恵
委 員	並木 美幸	委 員	高野 圭介
委 員	剣持 敬太	委 員	清水 由明
委 員	竹元 悦子	委 員	小野 隆司
委 員	竹中 講輔	委 員	山上 拓也
委 員	鈴木 大介	委 員	金子 則彦

（欠席委員）

委 員	千葉 朋緒	委 員	大熊 賢滋
委 員	池田 美里		

4 出席職員

障がい者支援課 課長	森本 芳弘
副課長	須藤 浩二
支援班主査	篠原 知華

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	0 人
------	-----	------	-----

6 議 題

- （１）役員の選出について
- （２）袖ヶ浦市地域総合支援協議会の構成について
- （３）その他

議 事

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (須藤副課長)	開 会 定刻となりましたので、ただ今より、令和 6 年度第 1 回袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開会いたします。 本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、15 名であり、委員の過半数が出席していますので、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第 6 条第 2 項に規定するとおり、会議が成立したことをご報告いたします。なお、千葉委員、大熊委員、池田委員から欠席のご連絡及び竹中委員からは遅れる旨の連絡をいただいていることも併せてお伝えいたします。 次に、本日の会議は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき公開となっており、傍聴の受付を行いました。傍聴申し込みはありませんでしたのでご報告申し上げます。 また、会議の公開にあたり、本日の協議会では会議録作成のため録音させていただき、要点筆記により取りまとめ、会議録を公開させていただきますので、ご了承ください。 続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。配布させていただきました資料ですが、次第、委員名簿、席次表、議題 2 資料となります。また、昨年度策定いたしました「そでがうら・ふれあいプラン」も配布しております。不足等はありませんか。 では、次第に沿って進めさせていただきます。 それでは、ただ今より、袖ヶ浦市地域総合支援協議会委員の委嘱状交付式を行います。 粕谷市長から、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。 (各委員に委嘱状を交付)
事務局 (須藤副課長)	続きまして、粕谷市長よりご挨拶申し上げます。 (市長あいさつ)
事務局 (須藤副課長)	ありがとうございました。本日の会議が、委員改選後にお集まりいただく初めての会議となりますので、名簿順に順次自己紹介をお願いいたします。 (委員自己紹介)

事務局 (須藤副課長)	ありがとうございました。引き続き、本日出席しております職員を紹介いたします。 (職員自己紹介) 粕谷市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。
事務局 (森本課長)	これより、議事に入ります。 本協議会の議長につきましては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条の第1項の規定により会長が務めることとなっておりますが、現時点では会長が選出されておりませんので、わたくしの方で仮の議長を務めさせていただきます。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、議題1の「役員の選出について」を議題といたします。 袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第5条の規定により、協議会に会長及び副会長を委員の皆さまの互選により選出することとなっております。選出方法についてはいかがいたしましょうか。
竹元委員	事務局に案があれば、お願いしたいと思います。
事務局 (森本課長)	ただ今、事務局に案があれば、というご発言をいただきました。委員の皆さまいかがでしょうか。 「異議なし」の声
事務局 (森本課長)	異議なしということですので、事務局からの案があれば説明願います。
事務局 (須藤副課長)	事務局といたしましては、地域総合支援協議会の発足以来、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉、また、地域総合支援協議会の実務者会においても中心的な役割を果たし、ご尽力いただいている前会長の関口幸一委員及び前副会長の石井啓委員に継続してお願いできないかと考えております。
事務局 (森本課長)	ただ今、事務局から、会長に関口委員、副会長に石井委員との案が提示されましたが、皆様いかがでしょうか。 「異議なし」の声
事務局 (森本課長)	それでは、ご異議が無いようでしたら、皆さま賛成ということで、会長に関口幸一委員、副会長に石井啓委員と決定させていただきます。関口会長、石井副会長か

	らごあいさつをいただきたいと思います。
関口会長	(あいさつ)
石井副会長	(あいさつ)
事務局 (森本課長)	ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、ここからの議事進行につきましては、関口会長にお願いいたします。では、関口会長には議長席へご移動をお願いいたします。
関口会長	それでは、議長席に着かせていただきます。次の議事、議題2の「袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 (須藤副課長)	——「袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について」の説明——
関口会長	ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。 無いようでしたら、議題3「その他」、事務局から何かありますか。
事務局 (須藤副課長)	会議録作成について、開会時にお伝えいたしましたが、会議録を事務局の方で作成し委員の皆様へ送付いたしますので内容をご確認の上、修正等ありましたらご連絡いただければと思います。皆様の確認が終わりましたら、公開させていただきたいと思います。 今年度の総合支援協議会の日程についてお知らせします。次回、第2回の総合支援協議会は10月17日(木)午前10時からを予定しております、第3回の協議会は、年が明けてからの3月19日(水)午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
関口会長	ありがとうございました。これですべての議題が終わりましたので、これで議事の方は終わりにさせていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。
事務局 (須藤副課長)	関口会長、ありがとうございました。 以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

令和6年度 第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 令和6年5月1日（水）

午前10時00分から

場所 袖ヶ浦市役所北庁舎3階災害対策室

次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 出席者自己紹介

5 議題

（1）役員の選出について

（2）袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について

（3）その他

6 閉会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【抜粋】

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱

平成20年 3月14日 告示第57号

改正

平成21年 3月30日 告示第63号

平成24年 2月17日 告示第23号

平成25年 3月29日 告示第59号

平成27年 3月31日 告示第97号

平成28年 4月28日 告示第111号

平成29年 9月20日 告示第167号

令和 5年 1月23日 告示第 8号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定により、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、袖ヶ浦市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し提言する。

- (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (2) 相談支援機能強化事業による相談支援体制に関すること。
- (3) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
- (5) 障害者の雇用促進に関すること。
- (6) 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障害福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (8) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者
- (2) 障害者支援関係機関関係者
- (3) 障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者
- (4) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 雇用機関関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第16号）に定めるところにより個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の公示以後、初めての委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年告示第63号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第23号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱の廃止)

2 袖ヶ浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱（平成18年告示第140号）

は、廃止する。

附 則（平成25年告示第59号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第97号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第111号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年告示第167号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年1月23日告示第8号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年4月1日現在

